（資料1）

令和5年度　大月市地域公共交通会議予算書（案）

【歳入】

（単位：円）

款	項	目	令和5年度予算額	令和4年度予算額	歳入差額	備　　考
1　負担金	1　負担金	1　負担金	7,000,000			大月市負担金
2　補助金	1　補助金	1　補助金	2,500,000			地域公共交通調査事業補助金
3　繰越金	1　繰越金	1　繰越金				
4　諸収入	1　雑入	1　雑入				
歳入合計			9,500,000			

【歳出】

（単位：円）

款	項	目	令和5年度予算額	令和4年度予算額	歳出差額	備　　考
1　総務費	1　総務費	1　会議費	0			
		2　事務局費	2000			振込手数料
2　事業費	1　事業費	1　事業費	7,000,000			地域公共交通計画作成委託料
3　予備費	1　予備費	1　予備費	2,498,000			
歳出合計			9,500,000			

（資料２－１）

大月市デマンドタクシー実証運行（第１エリア）業務仕様書

この仕様書は、大月市長　小林信保（以下、委託者という。）が発注する次の委託業務を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。なお、本仕様書の取り扱い、又は内容について疑義が生じた場合は、委託者の指示によるものとする。

１　業務名

大月市デマンドタクシー実証運行（第１エリア）業務

２　事業主体

大月市

３　運行委託事業者

市内のタクシー事業者で道路運送法第 21 条の許可を取得した者

※ 運行委託事業者は、運行開始日までに遅滞なく道路運送法第 21 条の許可を取得するものとする。

４　委託期間

契約締結日の翌日から令和５年９月３０日まで

５　運行業務の内容

運行委託事業者が行う運行業務の内容は、次のとおりとする。

（１）運行開始日

令和５年７月３日から運行開始

※　予約の受付については、令和５年６月２７日から開始

（２）運行日

月曜日から金曜日までの平日（土・日曜日、国民の祝日は、運休とする）

運行月	運行日	運行日数
7 月	3、4、5、6、7、10、11、12、13、14、18、19、20、21、24、25、26、27、28、31 日	20 日
8 月	1、2、3、4、7、8、9、10、14、15、16、17、18、21、22、23、24、25、28、29、30、31 日	22 日
9 月	1、4、5、6、7、8、11、12、13、14、15、19、20、21、22、25、26、27、28、29 日	20 日
合計		62 日

（３）運行地域

運行地域	運行エリア	対象地区	配車台数
第１エリア	初狩町※1	藤沢地区、丸田地区	常用１台

※１　別紙１運行ルート図のとおり

（４）運行時刻

停留所	初狩町（藤沢・丸田地区）	１便	２便	３便
接続	大月方面から	－	12:12 初狩駅前乗換	16:24 初狩駅前乗換
①	初狩駅	7:10	12:25	16:35
②	ローソン	7:11	12:26	16:36
③	サブセンター	7:12	12:27	16:37
④	富士見沢橋	7:13	12:28	16:38
⑤	光電子入口	7:14	12:29	16:39
⑥	公民館	7:15	12:30	16:40
⑦	徳念寺橋	7:16	12:31	16:41
⑧	清水橋	7:17	12:32	16:42
⑨	光電子入口	7:18	12:33	16:43
⑩	富士見沢橋	7:19	12:34	16:44
⑪	サブセンター	7:20	12:35	16:45
⑫	ローソン	7:21	12:36	16:46
⑬	初狩駅	7:22	12:37	16:47
⑭	万楽園入口	7:24	12:39	16:49
⑮	石材店先	7:26	12:41	16:51
⑯	南平台	7:28	12:43	16:53
⑰	代官山	7:30	12:45	16:55
⑱	丸田橋	7:32	12:47	16:57
⑲	奥丸田	7:33	12:48	16:58
⑳	石材店先	7:35	12:50	17:00
㉑	万楽園入口	7:37	12:52	17:02
㉒	初狩駅	7:39	12:54	17:04
㉓	ローソン	7:40	12:55	17:05
接続	大月方面へ	7:46 初狩駅前乗換	12:56 初狩駅前乗換	17:06 初狩駅前乗換

（５）運行形態

① 利用者は、電話で予約する。

② デマンド型乗合運行とし、基本的な運行ルートを定めている。なお、予約がない停留所は経由せず、基本運行経路に関係なく最短のルートで目的地に向かうものとする。

③ １便につき１台とし、利用者は、予約先着順とする。

④ 予約がない場合には、運行は行わないものとする。

⑤ 本実証運行の段階では、運行委託事業者が電話で予約を受付け、運行経路を設定し、IT システムを導入せずに実施する。

（６）運行車両

セダン型タクシー車両（運転手を除く乗車定員４人）

（７）運賃（1 回の乗車運賃）

大人（中学生以上）	300 円
小児（小学生）	150 円
幼児・乳児（小学生未満）	無料

※ 富士急バス株式会社が発行した「お出かけパス」を持ち乗車時に提示した利用者は、おでかけパスの有効期間内に限り無料とする。

（８）停留所

本市が指示する場所

地域内※2	集会所等、市民に認知され、かつ安全に車両が停車できる場所（停留所は、住民ニーズを踏まえ、幹線道路沿いだけでなく、狭隘な道路等、バス停までの移動負担を軽減できるよう、きめ細かく設定する。）

※２　別紙２停留所一覧のとおり

（９）利用者

実証運行のため、利用者に制限は設けない。

（10）予約

利用者は、次のとおり、運行委託事業者へ事前に電話で予約する。

予約受付開始日	利用日の１週間前から予約可
予約受付時間	平日の８時３０分～１７時
予約受付締切時間	第１便：利用日前日（休日の場合はその直近の平日）の１７時まで 第２便から第３便：運行時刻の１時間前まで

(11）利用方法

① 利用者は、第１便については、利用日前日（休日の場合はその直近の平日）の１７時まで、それ以外の便については、運行時刻の１時間前までに運行委託事業者へ電話で予約する。

② 運行委託事業者は、利用者からの予約受付業務を行う事。予約は、原則電話とするが、車内において運転手に直接帰りの便等の予約があった場合は、運転手とオペレーターにてタクシー無線等で連絡を取り、予約受付の可否を確認し、予約が可能な場合は、受付けを可能とする。

③ 運行委託事業者は、予約を受付ける際には、必ず利用者へ概ねの到着時刻を伝えるものとする。

④ 利用者は、利用日当日に指定の停留所で乗降し、また降車する際、運転手へ運賃を支払うものとする。ただし、「お出かけパス」の提示者はこの限りではない。

⑤ 運行委託事業者は、利用者から直接現金で運賃を収受するものとする。

6　管理業務の内容

（１）運行委託事業者は、委託業務に関する責任者を置き、責任者は、連絡体制を整備し、緊急時及び平常時の連絡、情報伝達が円滑に対応できるようにする。

（２）運賃及び利用者の状況について、日報及び月報を作成し、運行月の翌月５日までに委託者へ提出する。

（３）運行委託事業者は、防犯及び防災に関する情報を入手した場合又は緊急事態が発生した場合は、速やかに対応し、委託者との連携を図るものとする。

（４）運行委託事業者は、天候又は災害等により運行を中止する際は、予約を受付けた利用者へ必ず連絡するものとする。

7　運営業務の内容

（１）運行委託事業者は、市民又は利用者から運行時刻や運行経路のほか委託事業者が行う業務に関する問い合わせがあった場合は、誠意ある対応をとるものとする。

（２）運行委託事業者は、必要に応じ運転手等に対し研修を行い、サービスの向上に努め、利用者に誠意ある対応をとるものとする。

（３）運行委託事業者は、利用者からの苦情等に誠意ある対応をとるものとし、苦情等処理報告書を委託者に提出するものとする。

8　事故処理に関する事項

（１）運行委託事業者は、必要な保険等に加入し、対人、対物、搭乗者及び車両の事故について、一切の責任を負い、誠意をもって一切の処理を行うもの

とする。

（２）運行委託事業者は、保険請求に必要な書類等を用意し、保険等の請求に必要な手続きの一切を行うものとする。

（３）運行委託事業者は、事故が発生した場合は、応急措置を行い、速やかに委託者に報告するものとする。

（４）運行委託事業者は、事故が発生した場合は、関係機関への連絡や代替車両の手配等、業務遂行に支障が生じぬよう速やかな対応を図ること。

9　委託料

委託者は、次のとおり委託料を運行委託事業者へ支払うものとする。

（1）委託料の算式

委託料＝（1 日あたりの委託料×運行日数）

（2）委託料の考え方

① 委託料

車両の借り上げ費、燃料費、保険料、運転手及びオペレーターの人件費等業務に係る経費

② 運行日数

運行業務の内容（２）で定める運行日数

（3）請求

委託料は月払いとし、運行委託事業者は、委託料から当該月分の運賃を差し引いた額を翌月１０日までに委託者に請求するものとする。

10　個人情報の取り扱い

運行委託事業者は、委託者から提供を受けた個人情報及び業務に関して知り得た個人情報は、委託者の許可なく第三者へ提供してはならない。また、業務終了後も同様とする。

11　その他

（1）各種様式は、委託者と運行委託事業者で協議して定める。

（2）その他、本仕様書の取扱い、又は内容に疑義が生じた場合は、委託者の指示に従うものとし、業務遂行上生じた疑義については、委託者と運行委託事業者で協議するものとする。

（資料２－２）

大月市デマンドタクシー実証運行（第２エリア）業務仕様書

この仕様書は、大月市長　小林信保（以下、委託者という。）が発注する次の委託業務を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。なお、この仕様書の取り扱い、又は仕様書の内容について疑義が生じた場合は、大月市長の指示によるものとする。

１　業務名

大月市デマンドタクシー実証運行（第２エリア）業務

２　事業主体

大月市

３　運行委託事業者

市内のタクシー事業者で道路運送法第 21 条の許可を取得した者

※ 運行委託事業者は、運行開始日までに遅滞なく道路運送法第 21 条の許可を取得するものとする。

４　委託期間

契約締結日の翌日から令和５年９月３０日まで

５　運行業務の内容

運行委託事業者が行う運行業務の内容は、次のとおりとする。

（１）運行開始日

令和５年７月３日から運行開始

※　予約の受付については、令和５年６月２７日から開始

（２）運行日

月曜日から金曜日までの平日（土・日曜日、国民の祝日は、運行しない）

運行月	運行日	運行日数
7 月	3、4、5、6、7、10、11、12、13、14、18、19、20、21、24、25、26、27、28、31 日	20 日
8 月	1、2、3、4、7、8、9、10、14、15、16、17、18、21、22、23、24、25、28、29、30、31 日	22 日
9 月	1、4、5、6、7、8、11、12、13、14、15、19、20、21、22、25、26、27、28、29 日	20 日
合計		62 日

（３）運行地域

運行地域	運行エリア	対象地区	配車台数
第２エリア	梁川町～猿橋駅※１	梁川町、小篠地区	常用１台

※１　別紙１運行ルート図のとおり

（４）運行時刻

停留所	新倉方面	１便	３便	５便
接続	大月方面から	－	11:20 営業所乗換	16:12 猿橋駅乗換
⑮	猿橋駅 （乗車のみ）	6:30	11:30	16:30
⑭	営業所 （乗車のみ）	6:33	11:33	16:33
⑬	鳥沢駅 （乗車のみ）	6:39	11:39	16:39
⑫	小篠	6:43	11:43	16:43
⑪	下畑	6:45	11:45	16:45
⑩	斧窪・彦田	6:50	11:50	16:50
⑨	立野	6:52	11:52	16:52
⑧	梁川駅	6:54	11:54	16:54
⑦	綱本	6:56	11:56	16:56
⑥	梁川出張所	6:58	11:58	16:58
⑤	原	6:59	11:59	16:59
④	塩瀬	7:01	12:01	17:01
③	中野・金畑	7:03	12:03	17:03
②	新倉	7:05	12:05	17:05
①	清水大保呂	7:08	12:08	17:08

停留所	猿橋駅方面	２便	４便	６便
①	清水大保呂	7:20	12:10	17:10
②	新倉	7:23	12:13	17:13
③	中野･金畑	7:25	12:15	17:15
④	塩瀬	7:27	12:17	17:17
⑤	原	7:29	12:19	17:19
⑥	梁川出張所	7:30	12:20	17:20
⑦	綱本	7:32	12:22	17:22
⑧	梁川駅	7:34	12:24	17:24
⑨	立野	7:36	12:26	17:26
⑩	斧窪･彦田	7:38	12:28	17:28
⑪	下畑	7:43	12:33	17:33
⑫	小篠	7:45	12:35	17:35
⑬	鳥沢駅 （降車のみ）	7:49	12:39	17:39
⑭	営業所 （降車のみ）	7:55	12:45	17:45
⑮	猿橋駅 （降車のみ）	7:58	12:48	17:48
接続	大月方面へ	8:13 営業所乗換	12:54 営業所乗換	18:04 営業所乗換

（５）運行形態

① 利用者は、電話で予約する。

② デマンド型乗合運行とし、基本的な運行ルートを定めている。なお、予約がない停留所は経由せず、基本運行経路に関係なく最短のルートで目的地に向かうものとする。

③ １便につき１台とし、利用者は、予約先着順とする。

④ 予約がない場合には、運行は行わないものとする。

⑤ 本実証運行の段階では、運行委託事業者が電話で予約を受付け、運行経路を設定し、IT システムを導入せずに実施する。

（６）運行車両

セダン型タクシー車両（運転手を除く乗車定員４人）

（７）運賃（1 回の乗車運賃）

大人（中学生以上）	300 円
小児（小学生）	150 円
幼児・乳児（小学生未満）	無料

※ 富士急バス株式会社が発行した「お出かけパス」を持ち乗車時に提示した利用者は、おでかけパスの有効期間内に限り無料とする。

（８）停留所

本市が指示する場所

地域内※２	集会所等、市民に認知され、かつ安全に車両が停車できる場所（停留所は、住民ニーズを踏まえ、幹線道路沿いだけでなく、狭隘な道路等、バス停までの移動負担を軽減できるよう、きめ細かく設定する。）

※２　別紙２停留所一覧のとおり

（９）利用者

実証運行のため、利用者に制限は設けない。

（10）予約

利用者は、次のとおり、運行委託事業者へ事前に電話で予約する。

予約受付開始日	利用日の１週間前から予約可
予約受付時間	平日の８時３０分～１７時
予約受付締切時間	第１便：利用日前日（休日の場合はその直近の平日）の１７時まで 第２便から第３便：運行時刻の１時間前まで

（11）利用方法

① 利用者は、第１便については、利用日前日（休日の場合はその直近の平日）の１７時まで、それ以外の便については、運行時刻の１時間前までに運行委託事業者へ電話で予約する。

② 運行委託事業者は、利用者からの予約受付業務を行う事。予約は、原則電話とするが、車内において運転手に直接帰りの便等の予約があった場合は、運転手とオペレーターにてタクシー無線等で連絡を取り、予約受付の可否を

確認し、予約が可能な場合は、受付けを可能とする。

③ 運行委託事業者は、予約を受付ける際には、必ず利用者へ概ねの到着時刻を伝えるものとする。

④ 利用者は、利用日当日に指定の停留所で乗降し、また降車する際、運転手へ運賃を支払うものとする。ただし、「お出かけパス」の提示者はこの限りではない。

⑤ 運行委託事業者は、利用者から直接現金で運賃を収受するものとする。

6　管理業務の内容

（１）運行委託事業者は、委託業務に関する責任者を置き、責任者は、連絡体制を整備し、緊急時及び平常時の連絡、情報伝達が円滑に対応できるようにする。

（２）運賃及び利用者の状況について、日報及び月報を作成し、運行月の翌月５日までに委託者へ提出する。

（３）運行委託事業者は、防犯及び防災に関する情報を入手した場合又は緊急事態が発生した場合は、速やかに対応し、委託者との連携を図るものとする。

（４）運行委託事業者は、天候又は災害等により運行を中止する際は、予約を受付けた利用者へ必ず連絡するものとする。

7　運営業務の内容

（１）運行委託事業者は、市民又は利用者から運行時刻や運行経路のほか委託事業者が行う業務に関する問い合わせがあった場合は、誠意ある対応をとるものとする。

（２）運行委託事業者は、必要に応じ運転手等に対し研修を行い、サービスの向上に努め、利用者に誠意ある対応をとるものとする。

（３）運行委託事業者は、利用者からの苦情等に誠意ある対応をとるものとし、苦情等処理報告書を委託者に提出するものとする。

8　事故処理に関する事項

（１）運行委託事業者は、必要な保険等に加入し、対人、対物、搭乗者及び車両の事故について、一切の責任を負い、誠意をもって一切の処理を行うものとする。

（２）運行委託事業者は、保険請求に必要な書類等を用意し、保険等の請求に必要な手続きの一切を行うものとする。

（３）運行委託事業者は、事故が発生した場合は、応急措置を行い、速やかに委託者に報告するものとする。

（４）運行委託事業者は、事故が発生した場合は、関係機関への連絡や代替車両の手配等、業務遂行に支障が生じぬよう速やかな対応を図ること。

9　委託料

委託者は、次のとおり委託料を運行委託事業者へ支払うものとする。

（１）委託料の算式

委託料＝（1 日あたりの委託料×運行日数）

（２）委託料の考え方

① 委託料

車両の借り上げ費、燃料費、保険料、運転手及びオペレーターの人件費等業務に係る経費

② 運行日数

運行業務の内容（２）で定める運行日数

（３）請求

委託料は月払いとし、運行委託事業者は、委託料から当該月分の運賃を差し引いた額を翌月１０日までに委託者に請求するものとする。

10　個人情報の取り扱い

運行委託事業者は、委託者から提供を受けた個人情報及び業務に関して知り得た個人情報は、委託者の許可なく第三者へ提供してはならない。また、業務終了後も同様とする。

11　その他

（１）各種様式は、委託者と運行委託事業者で協議して定める。

（２）その他、本仕様書の取扱い、又は内容に疑義が生じた場合は、委託者の指示に従うものとし、業務遂行上生じた疑義については、委託者と運行委託事業者で協議するものとする。

（第1エリア）運行ルート図

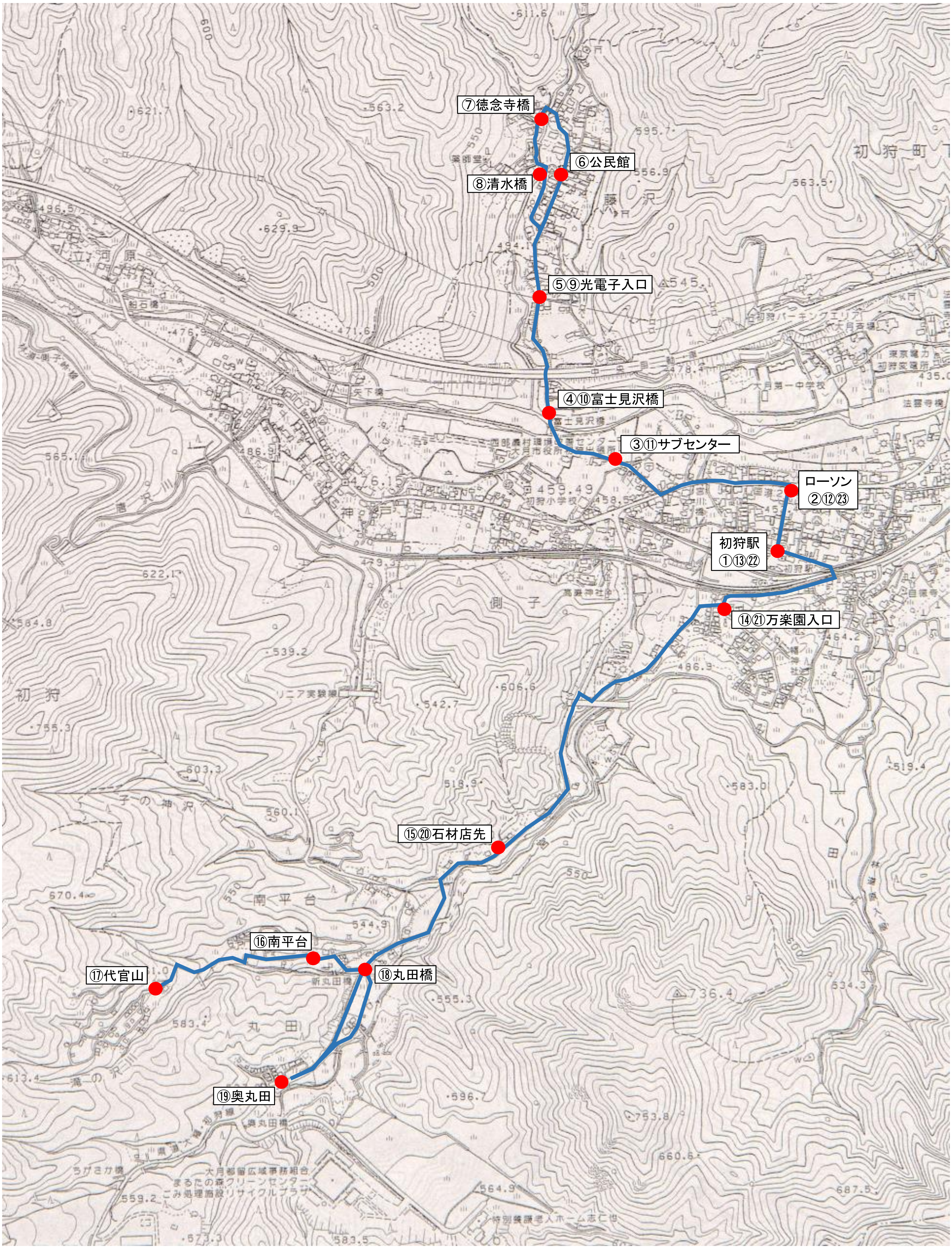

（別紙2）（第1エリア）停留所一覧①

初狩駅
①
⑬
㉒

ローソン
②
⑫
㉓

サブセンター
③
⑪

富士見沢橋
④
⑩

光電子入口
⑤
⑨

公民館
⑥

徳念寺橋
⑦

清水橋
⑧

（別紙2）（第1エリア）停留所一覧②

万楽園入口
⑭
㉑

石材店先
⑮
⑳

南平台
⑯

代官山
⑰

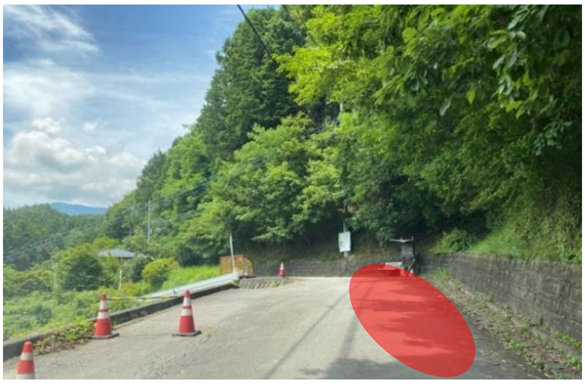

丸田橋
⑱

奥丸田
⑲

（第2エリア）運行ルート図①

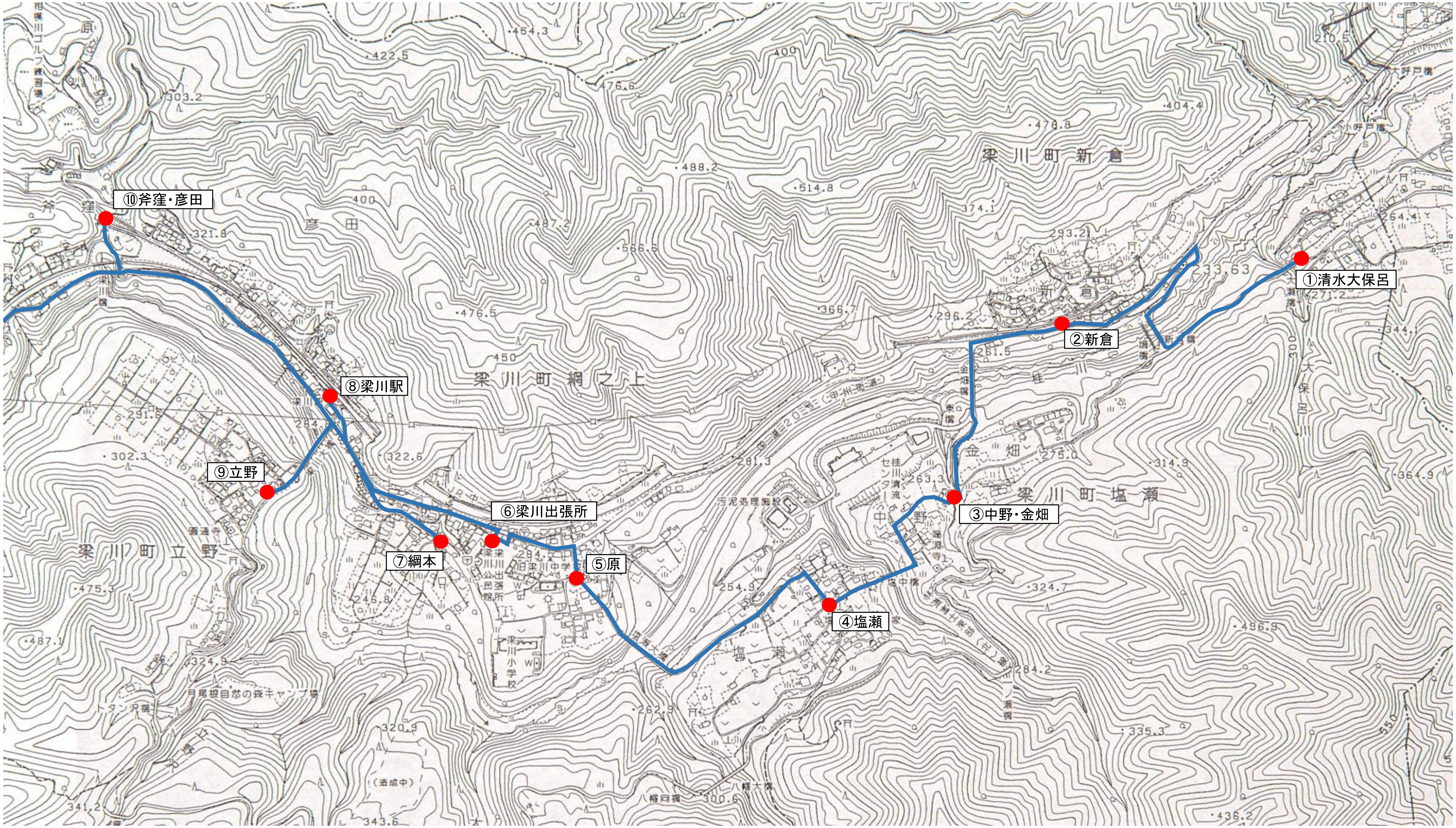

（第2エリア）運行ルート図②

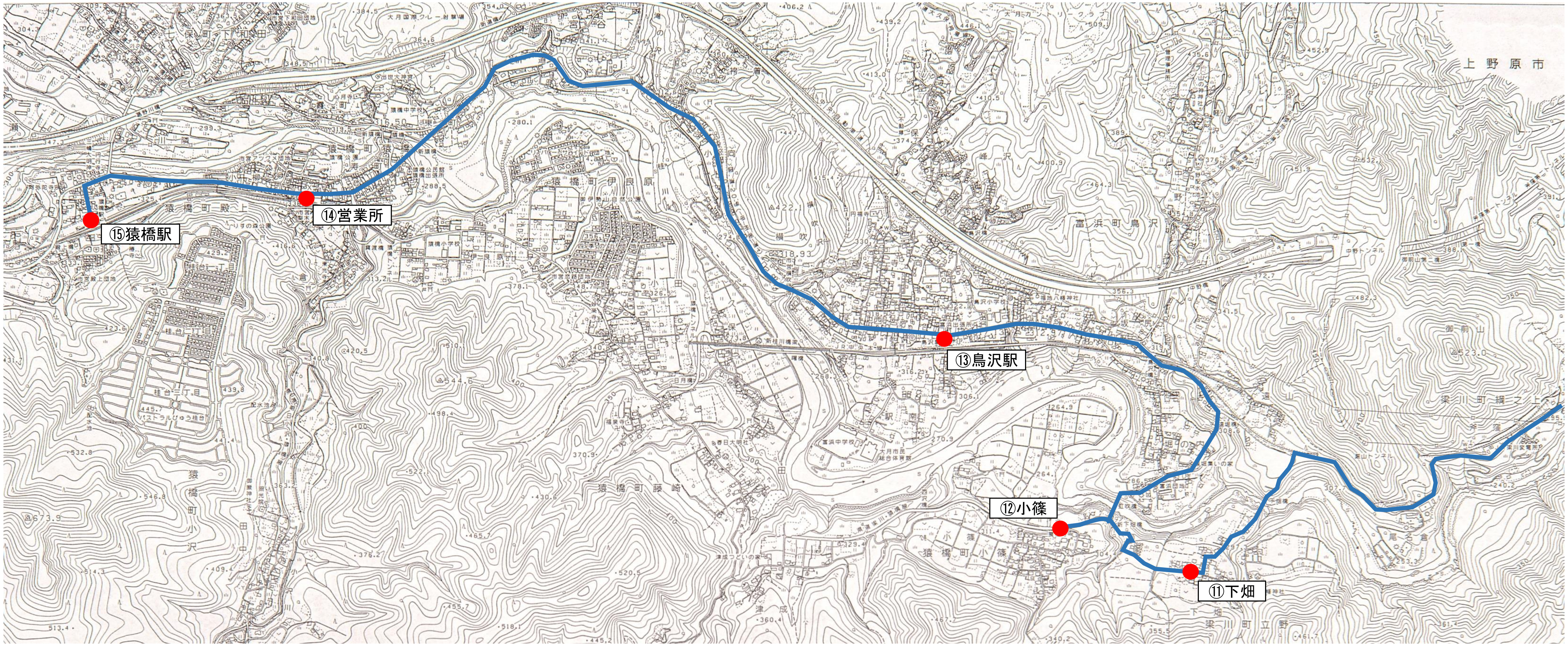

（別紙2）（第2エリア）停留所一覧①

清水大保呂
①

新倉
②

中野・金畑
③

塩瀬
④

原
⑤

梁川出張所
⑥

綱本
⑦

梁川駅
⑧

（別紙2）（第2エリア）停留所一覧②

立野
⑨

斧窪・彦田
⑩

下畑
⑪

小篠
⑫

鳥沢駅
⑬

営業所
⑭

猿橋駅
⑮

様式第５－１（日本産業規格Ａ列４番）

大 地 交 第 １ 号

令和５年４月１２日

国土交通大臣　殿

住　　　　所　山梨県大月市大月二丁目６番２０号

氏名又は名称　大月市地域公共交通会議

会　長　坂本　和彦

令和５年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金

（地域公共交通調査事業）交付申請書

令和５年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域公共交通調査事業）金 2,500,000 円を交付されるよう、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第５条の規定に基づき、別紙関係書類を添えて申請します。

様式第５－１　別紙

令和５年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金
（地域公共交通調査事業）交付申請事業

補助対象事業者名　大月市地域公共交通会議　　　　　　　　　（単位：円）

補助対象事業の 名称及び内容	補助対象事業の着手 及び完了予定日	補助対象経費	補助金額
【名称】 大月市地域公共交通計画策定事業 【内容】 ・現状把握・分析 ・関連計画の整理と本計画の位置づけ ・ニーズ把握 ・問題点・課題の整理と目標の設定 ・大月市地域公共交通計画（案）の取りまとめ ・法定協議会の開催	着手予定日： 交付決定日以降 完了予定日： 令和６年３月３１日	6,941,000	2,500,000

（添付書類）
（１）補助対象経費に係る見積書
（２）その他補助金の交付に関して参考となる書類

様式第５－１　別紙

地域公共交通調査事業の実施に関する計画

１．当該地域の公共交通の概況・問題点

本市は、山梨県の東部地域に位置し総面積280.25㎢で市域の約87%を山林が占め、山梨県の玄関口として認知されている。鉄道は、本市を東西にＪＲ中央本線が通り市内6駅を有しており、大月駅では、富士山方面に向かう富士山麓電気鉄道（富士急行線）の起点であり大月駅を含め市内2駅を有している。国道20号線も中央本線に並行する形で東西に通り、国道139号線が南北に通っており、中央自動車道についても、国道20号線と大月ジャンクションから河口湖方面へ通っている。鉄道や高速道路の利用により都心から約60分でアクセスでき、県都である甲府と世界遺産である富士山方面へ行くことができ、交通の要衝となっている。

本市の人口は、令和5年4月1日時点で、21,967人であり、毎年500人程度の減少が続いている。出生数は、8年前の約半分の68人であり、毎年300人程度の自然減が続き出生数の低さが顕著となると共に少子高齢化が一層厳しくなると見込まれる。毎年200人程度の社会減も合わさり、人口減少問題の解決が大きな課題となっている。

本市の公共交通機関は、鉄道以外では富士急バスが15路線57系統運行しており、若干の交通空白地域はあるものの、市内のほぼ全域を網羅している。本市は、急峻な地形が多く大月駅を起点に市内各方面に路線が放射状に運行していることから、効率よく路線バスを走らせることが難しい上に、高齢化によるバスの利用者の減少が止まらない状況となっている。路線バスを維持するため、市では、毎年度赤字補填のため「バス路線維持費補助金」をバス事業者である富士急バスに交付しているが、10年前の平成24年度は、31,490千円だが、令和3年度は、74,236千円と市の負担も倍増している。

路線バス以外では、JRとタクシーがあるが、集落から駅まで距離がある所が多く市内の移動として使用することが難しい状況となっている。また、タクシーについてはドアツードアで移動できるメリットはありますが、利用者の金銭的な負担が増えるので気軽な公共交通として利用されていません。

上記のとおり、効率的な公共交通体系の構築が喫緊の課題となっており、これまで地域公共交通会議の設置はなかったが、大月市地域公共交通計画策定に向け、今年度に法定協議会機能を持たせて地域公共交通会議を設置したところである。

	路線バス		ﾃﾞﾏﾝﾄﾞ（ﾊﾞｽ・ﾀｸｼｰ）事業者数	その他
	事業者数	路線数		
全体	1	15	-	鉄道2業者2路線 タクシー2事業者 市内小中学校スクールバス（委託）
うち公営・コミバス等	-	-	-	

２．目指す交通計画と策定調査の必要性

本市は、これまでにおいて地域公共交通会議や法定協議会を設置しておらず、従来の地域公共交通網形成計画などの計画がありませんでした。これまで、路線バスが市内のほとんどの地域を網羅しており、路線バスの赤字路線に補助金を交付することで、路線バスを維持していく施策を取ってきました。しかしながら、路線バス利用者の減少による路線バス事業者の赤字額の増加、それに伴い補助金額の増加により、市の負担が年々増えていることが現状であります。そのため、地域の公共交通施策については、路線バスの効率的な運用やデマンド交通の導入の検討など、実情に即した公共ネットワークの再編の時期を迎えているところであります。こうした中、本市における問題点や課題を整理するため、市内の公共交通の利用状況などの調査を行うことが必要であり、併せて事業者や関係団体のヒアリング、利用者や住民を対象としたアンケートを実施する必要があります。

さらに、調査結果を踏まえて問題点や課題を整理し、既存の大月市総合計画やおおつき創生都市計画マスタープラン、大月市立地適正化計画などの関係計画等との整合性を図りつつ、大月市地域公共交通計画を策定したいと考えます。

長期的には、路線バスが乗り入れる小菅村や都留市、生活圏が近い上野原市など、隣接市村との連携を見据え計画していく必要があります。

以上のことから、本市の地域公共交通のマスタープランと大月市地域公共交通計画の策定が必要です。

様式第５－１　別紙

３．事業の実施内容	
実施項目	実施内容
現状把握・分析	既存の統計資料の収集や路線バス・タクシーの利用状況調査、既存資料で把握できない鉄道利用の実態は、人流ビッグデータを活用して過去から現状までの現状把握・分析
関連計画の整理と本計画の位置づけ	総合計画、都市計画マスタープラン、立地適正化計画、総合戦略等の公共交通に関する内容を抽出・整理を行い本計画の位置づけを明確化する
ニーズ把握	〇市内公共交通事業者及び福祉・教育・医療関係者からヒアリング調査の実施 〇市民等に公共交通利用者アンケート調査の実施 〇デマンドタクシーの実証実験の分析
問題点･課題の整理と目標の設定	〇上記を踏まえ、問題点・課題を整理する。 〇地域別、バス路線別に詳細の資料作成。 〇デマンドタクシーの実証実験結果の整理 〇目標の設定。目標達成するための数値的な指標・目標値
大月市地域公共交通計画（案）の取りまとめ	〇上記を踏まえ、本計画（案）を策定する 〇住民利用者等の意見の反映。パブコメの結果反映。
法定協議会の開催	本計画策定に伴い、随時法定協議会を開催する。

４．スケジュール					
実施項目	４月	６月	９月	12 月	３月
・現況把握・分析		←――→			
・関連計画の整理と本計画の位置づけ		←――→			
・ニーズ把握		←――	――→		
・問題点･課題の整理と目標の設定			←――	――→	
・大月市地域公共交通計画（案）のとりまとめ			←――	――――	――→
・法定協議会開催		←→ ←→	←→		←→

様式第５－１　別紙

５．予算計画

実施項目	総事業費 （見込み）	補助対象経費 （見込み）	国費 （見込み）	地域の負担 （見込み）
・現況把握・分析	863 千円	863 千円	311 千円	552 千円
・関連計画の整理と本計画の位置づけ	437 千円	437 千円	157 千円	280 千円
・ニーズ把握	1,518 千円	1,518 千円	547 千円	971 千円
・問題点・課題の整理と目標の設定	1,072 千円	1,072 千円	386 千円	686 千円
・大月市地域公共交通計画（案）のとりまとめ	2,496 千円	2,496 千円	899 千円	1,597 千円
・法定協議会開催	555 千円	555 千円	200 千円	355 千円
合計	6,941 千円	6,941 千円	2,500 千円	4,441 千円

大月市地域公共交通計画策定経費算出表（総括表・見積書按分表）

◆補助対象経費

項目	（1） 直接人件費 A	（2） 直接経費 B	（3） その他原価 A×α/(1−α) α＝0.35	（4） 一般管理費 (A+B+C)×β/(1−β) β=0.35	（4） 小計 D=A+B+C	（5） 改め E	（6） 消費税 F=E×0.1	（7） 業務価格計 G=E+F	備考
1 計画準備	50,100	4,972	26,978	44,183	126,234	126,112	12,611	138,723	① 現状把握・分析
2 現状把握・分析	261,400	25,944	140,763	230,535	658,642	658,008	65,801	723,809	① 現状把握・分析
3 関連計画の整理と位置づけ	158,000	15,682	85,083	139,345	398,109	397,726	39,773	437,499	② 関連計画の整理と本計画の位置づけ
4 ニーズ把握（ヒアリング・アンケート）	548,100	54,399	295,151	483,384	1,381,034	1,379,705	137,971	1,517,676	③ ニーズ把握
5 問題点・課題の整理と目標設定	387,300	38,440	208,561	341,571	975,872	974,933	97,493	1,072,426	④ 問題点・課題の整理と目標の設定
6 大月市地域公共交通計画（案）の取りまとめ	349,100	34,648	187,990	307,881	879,619	878,773	87,877	966,650	⑤ 大月市地域公共交通計画（案）の取りまとめ
7 法定協議会の開催（4回）	200,400	19,890	107,915	176,738	504,943	504,457	50,446	554,902	⑥ 法定協議会の開催
8 報告書作成	266,500	26,450	143,510	235,034	671,494	670,848	67,085	737,933	⑤ 大月市地域公共交通計画（案）の取りまとめ
9 打合せ協議（6回）	285,800	28,366	153,906	252,060	720,132	719,439	71,944	791,382	⑤ 大月市地域公共交通計画（案）の取りまとめ
計	2,506,700	248,792	1,349,857	2,210,730	6,316,079	6,310,000	631,000	6,941,000	

※参考見積業者：三井共同建設コンサルタント株式会社

◆補助対象外経費（全て地域の負担のため、資料は省略する）

項目	委員報酬 I	交通費 J	小計 K=I+J	開催予定数 L	報酬・交通費計 M=K×L	備考	
10 協議会開催費用	35,000	0	35,000	4	140,000	委員20名（内、報酬対象7名）	⑥ 協議会開催

◆◆各事業内容・項目の計◆◆

項目	総事業費（単位：円）	総事業費（単位：千円）	補助対象経費	補助対象経費（単位：千円）
① の 計	862,532	863	862,532	863
② の 計	437,499	437	437,499	437
③ の 計	1,517,676	1,518	1,517,676	1,518
④ の 計	1,072,426	1,072	1,072,426	1,072
⑤ の 計	2,495,965	2,496	2,495,965	2,496
⑥ の 計	554,902	555	554,902	555
合計	6,941,000	6,941	6,941,000	6,941

国費（単位：千円）	地域の負担（単位：千円）
311	552
157	280
547	971
386	686
899	1,597
200	355
2,500	4,441

仕入控除を行うことができない旨の理由書

私ども大月市地域公共交通会議は、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」第６条の規定に基づき組織された協議会であり、収入は国からの補助金及び大月市からの負担金が主で、長期に継続した事業を行う消費税の課税事業者ではありません。

従いまして、消費税の申告を行いませんので、補助対象経費にかかる消費税について、仕入控除を行うことができません。

上記の理由により、補助対象経費にかかる消費税相当額を補助対象経費に含めて申請いたします。

令和５年４月５日

大月市地域公共交通会議
会　長　　坂本　和彦

（資料４）

大月市地域公共交通計画策定における検討項目（案）

１．計画準備

検討内容を把握した上で、業務計画書として必要な事項（実施方針、業務工程、組織体制等）を盛り込んだ計画書を作成する。

２．現状把握・分析

既存の統計資料の収集整理を踏まえた上で、過年度の実施されたバス OD 調査の結果ならびに後述「4.ニーズ把握」の結果を活用して公共交通（バス、鉄道、タクシー）の利用実態を把握し、現状の課題を分析・整理する。

３．関連計画の整理と本計画の位置づけ

総合計画、都市計画マスタープラン、立地適正化計画、総合戦略等の公共交通に関する内容を抽出・整理した上で、本計画の位置づけを明確にする。

４．ニーズ把握（ヒアリング・アンケート）

公共交通利用の実態を踏まえた上で、交通事業者ならびに利用者に対する公共交通のニーズと現状の問題点等を把握するために、ヒアリング調査とアンケート調査を実施する。

なお、デマンドタクシーの実証実験については、別途業務で実施されるため、結果の貸与を受けるものとする。

①ヒアリング調査

・市内公共交通事業者（バス、タクシー）及び福祉・教育・医療等関係者等から５者程度を想定

②アンケート調査

・大月駅前、市民病院前など主要バス停において、アンケートを実施（利用者への聞き取りアンケート調査と調査票を配布して回収する方法の両面調査を実施）。

③デマンドタクシーの実証実験【別途実施】

・実証実験の結果（利用者数、利用者の賛否等の意見など）を受領してニーズ整理を実施。

５．問題点・課題の整理と目標の設定

上記 2～４を踏まえて問題・課題を整理する。また、目標設定に向けて地域別・バス路線別に詳細な資料（運行ダイヤや利用需要等）を作成した上で、デマンドタクシーの実証実験結果と合わせて導入可能性について分析する。

これらの分析等を踏まえ、大月市における地域公共交通計画の目標（基本方針、計画区域等）を設定し、合わせて目標達成のための数値的な指標及び目標値を設定する。

６．地域公共交通計画（案）のとりまとめ

これまでの検討成果を計画（案）としてとりまとめ、パブリックコメントを実施するための資料作成ならびに実施結果を計画（案）に反映する。

７．法定協議会の開催（４回）

法定協議会は４回実施を想定し、受注者はその支援（資料作成、議事録作成等）を実施する。

８．報告書作成

上記までの成果を基に報告書を作成する。なお、報告書は概要版作成を含め、以下の部数を納品するものとする。

報告書　10 部

概要版　30 部

９．打合せ協議

打合せ協議は６回とし、業務着手時及び納品時は管理技術者が出席するものとする。